

議案第8号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年9月14日提出

鳥取県知事 平井伸治

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
臨時特例医師確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した	1 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を開始した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
臨時特例医師確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した	1 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸

者に限る。) で、将来指定病院等において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	与を受けた期間の <u>2倍</u> に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間の <u>1.5倍</u> に相当する期間（以下この項において「免除条件期間」という。）以上通算して従事し、かつ、当該免除条件期間（臨床研修を受ける期間を除く。）内に、知事が指定した区域に所在する指定病院等において4年以上通算して従事したとき。 略 略	者に限る。) で、将来指定病院等において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	与を受けた期間の <u>1.5倍</u> に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。 略 略
備考 略		備考 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に臨時特例医師確保対策奨学金の貸付けの決定を受けた者の当該奨学金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。